

食肉検査便り

発行年月日

令和3年(2021年)6月8日

◆第68号◆

発行者：滋賀県食肉衛生検査所

(近江八幡市長光寺町1089-10)

TEL: 0748-37-7037 FAX: 0748-37-5854

ホームページアドレス:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/syokuniku/>

1. HACCPの制度化について



～食鳥処理事業者のみなさまへ～

食品衛生法・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、本年6月より、すべての認定小規模食鳥処理場においてもHACCPに沿った衛生管理が求められるようになりました。

これまでに作成された衛生管理計画に基づいて、日常の衛生管理を実施し、実施した結果は記録をつけて保存するようにお願いします。記録については定期的に確認し、計画が実際の作業に合っていない場合や同じような問題が繰り返し起こる場合は必要に応じて衛生管理計画を見直してください。

今後実施すること

衛生管理の「見える化」

衛生管理計画の
作成・修正

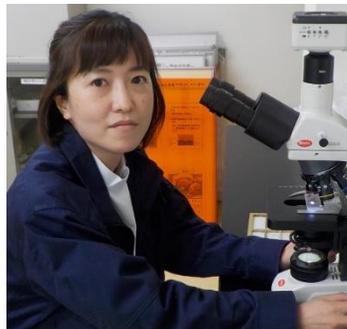
衛生管理計画に
基づき実施

実施した結果を
記録

記録の振り返り・
必要な見直しを実施

当所の食鳥処理場等の衛生指導でも、記録を中心にHACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認していきます。安全な食品の提供のため取り組んでいきましょう。

2. 新任職員の自己紹介



鳥居 佐知 (とりい さち)

今年度から新規採用職員として食肉衛生検査所に配属になりました鳥居と申します。昨年度までは、京都府の保健所に2年、衛生研究所に6年間勤務していました。

と畜検査の現場は初めてですが、と畜検査員として知識や経験を日々積み重ねて、食肉の安全・安心を提供していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

田中 健一郎 (たなか けんいちろう)

今年4月に滋賀県職員として採用され、食肉衛生検査所に配属になりました田中と申します。昨年度までは、岐阜県で勤務しておりました。

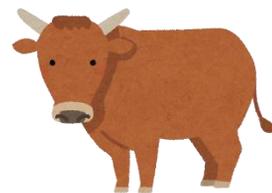
と畜検査員という立場から食肉の安全・安心を提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



3. 病歴・投薬歴の申告を忘れずに

家畜出荷時に病歴および投薬歴について申告されていない事例がみられます。

と畜場法施行規則により、と畜検査の際には、一般畜と病畜の区別なく、病歴や投薬歴について申告が必要です。生産者の皆様には、家畜の出荷時に（株）滋賀食肉市場へ病歴および動物用医薬品等の使用状況について、おおむね3か月分の申告をお願いします。



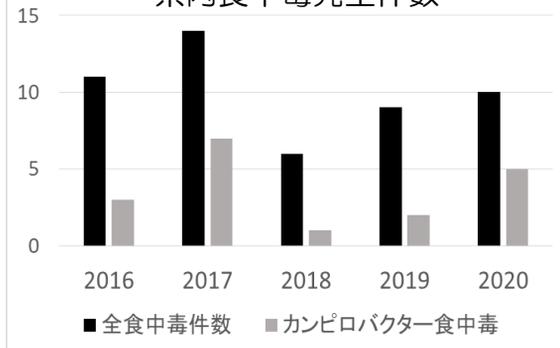
4. 食鳥処理施設の監視・指導について

毎年、加熱不十分な食鳥肉が原因と考えられる、カンピロバクター食中毒が発生しています。

そこで、県内の食鳥処理施設（大津市を除く。）34施設に対して、食中毒発生予防の観点から下記の点について監視・指導を行いました。

- ①食鳥肉を生食用として販売しないこと。
（現在、県内の食鳥処理施設（大津市を除く。）から出荷されている食鳥肉は、全て加熱用です。）
- ②食鳥肉を販売する際は「加熱用」等の表示を行い、生食用ではないことを確実に伝達すること。
- ③生肉で他の食品を汚染しないようにすること、生肉を取り扱った調理器具は消毒すること。

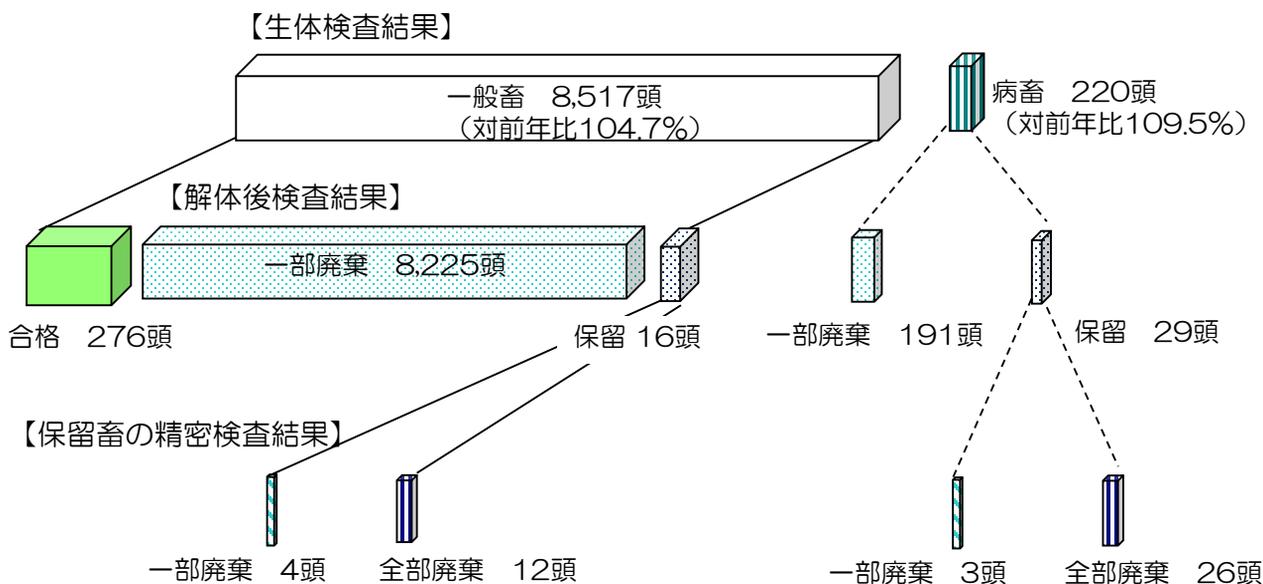
県内食中毒発生件数



食鳥処理施設数および処理羽数（令和2年度）	
	合計
施設数	34
処理羽数	388,073
監視施設数（延べ数）	41

5. 令和2年度 と畜検査結果

牛と畜頭数 8,737頭（対前年度比：104.8%）



全部廃棄した38頭の内訳は以下のとおりでした。

（牛伝染性リンパ腫（従前の牛白血病）18頭、敗血症 10頭、尿毒症 7頭、膿毒症 1頭、高度の黄疸 1頭、高度の水腫 1頭）

BSEスクリーニング検査の対象牛はすべて陰性でした。